



佐藤 太信 議員  
(戸田の会)



行財政運営の推進から職員の負担軽減を

### 市業務の効率化、コスト削減を

**Q** 業務量調査で示された紙利用率 66.9%、電子化率 14.9%を踏まえ、電子化した場合の指標を設定し、スマートシティの推進につなげるべきと考える。

**A** 電子化の推進については、効果を検討し、市民の利便性向上につながるよう挑戦する。

**Q** 目標値、進捗状況がわかるようデータの可視化を。

### 発達課題がある子への連携強化を

**Q** 乳幼児健診後も継続して支援につなげ、関係機関が切れ目なく連携する体制の強化を。

**A** 保護者の了承を得た上で、検査結果などを関係機関に共有し、各機関での適切な支援につなげている。

### 学童、放課後等デイサービスの課題

**Q** 放課後等デイサービスの受入先が見つからず困っている家庭がある。学童に適切な体制があれば利用の選択肢を広げられるのではないかと。今後の連携強化を。

**A** かねてより受け入れているが、関係機関における連携の強化、情報共有が必要となった場合には、個人情報に配慮した連携強化・共有の仕組みづくりを検討する。

**Q** 医療的ケアを含めた、いわゆる重症心身障害児を主として預かる放課後等デイサービスの現状は。

**A** 放課後等デイサービスは、令和7年10月末現在で25施設あり、そのうち2施設が重症心身障害児を主として預かり、2施設の実利用者数は8人である。

**Q** 国は運営指針を具体的に示しており、多様化する子どもの特性、職員の育成支援に対応している。学童については、本市の運営指針の明確化を要望する。



蕨市の放デイ「きいとすまいる」に戸田市の子どもも通っています



花井 あきこ 議員  
(日本共産党戸田市議団)



### タブレット学習について

**Q** タブレット学習の効果および課題は。

**A** タブレットは個別最適な学びや協働的な学びを促進し、学習の質を高めている。一方で、情報量の増加に伴い、必要な情報を見極め判断する力の育成が重要な課題となっている。

**Q** タブレット端末の自宅への持ち帰りについて。

**A** 持ち帰りは一律ではなく、学年や実態に応じて柔軟に対応しており、自宅の端末を利用できることを認めている。今後も適切な運用が行われるよう周知徹底を図る。

**Q** デジタル中心の授業により、低学年の視力や学習の定着が懸念されている。紙教材は理解を深め基礎的な読み書き力を育む上で重要。紙とデジタルの適切なバランスを確保し、紙でしか得られない学習効果を重視した運用を要望する。



### 保育行政について

**Q** 0・1・2歳児の保育料軽減を。

**A** 保育料軽減は多大な財政負担を伴うため、国や県の動向、近隣自治体の状況を踏まえ、引き続き調査研究していく。

### 公園のトイレについて

**Q** 年度あたり2カ所程度の洋式化への改修を行っているが、市として適正と考えるか。

**A** 公園トイレの洋式化は、老朽化や維持管理費の増加、公園数の多さなどを踏まえ、まず修繕が必要な公園を優先して進めており、現時点では年間2カ所程度を洋式化している状況である。



小山 大輔 議員  
(政策 TODA)



国勢調査員の負担を軽減したい

### 国勢調査における課題について

**Q** 調査員が直面した具体的な課題は。

**A** マンションなどの集合住宅の訪問方法やオートロック対策、外国人への対応についての課題があった。

**Q** 調査員の負担軽減策の検討状況を伺う。

**A** 市としても何らかの対応が必要であると認識していることから、今後、これらの課題を整理し、国に対し要望していきたいと考えている。

### 庁舎の活用と市民サービスについて

**Q** 市役所地下にあるコンビニエンスストアが休業となった。市としての対応は。

**A** 地下売店の休業は、来庁者や職員などへの影響が大きい。早急に運営を再開することなどを含め、現状を直ちに改善するよう強く要望した。

**Q** 収入印紙販売の代替手段は。

**A** 収入印紙をお求めの方に対しては、市役所における販売が再開できるまでは、最寄りの郵便局を案内している。



市役所地下のコンビニスペースは閉鎖中

### 市職員の負担の増加について

**Q** 職員負担の現状について伺う。

**A** 超過勤務は減少傾向だが、年度や所属によって増加するケースもあることから、業務効率化だけでなく、職員の増員にも取り組んでいく。

**Q** 市職員の負担をどのように軽減させていくのか。

**A** 年度途中の経験者採用や年間を通じた募集の実施など、職員採用活動に力を入れている。

※令和7年12月から営業が再開され、収入印紙の販売も行っている



矢澤 青河 議員  
(戸田の会)



粗大ごみの申し込みはお早めに!

### 粗大ごみの受け入れの影響は

**Q** 衛生センター火災後、可燃ごみを市外へ搬出するため十分な車両が確保できず、受け入れを制御していたが、引越しの多い3月頃の受け入れは大丈夫か。

**A** 衛生センターの可燃ごみ焼却処理が3月に再開予定であり、粗大ごみの運搬体制も改善されるため、粗大ごみの受け入れに支障は生じないと考えている。

**Q** もし受け入れが追いつかない場合は、追加委託や収集遅延の周知、急ぐ方への柔軟な対応を要望する。

### 新築住宅のごみ集積所トラブル

**Q** 「数軒の住宅新築時に、集積所の設置や地域との事前調整が行われず、入居者が調整を迫られたり、無断で既存の集積所を利用するトラブルが生じている」との声が寄せられた。本市では500平方メートル以上の開発行為には集積所の新設が条例で義務付けられているが、小規模の新築は対象となっていない。しかし、開発行為に関わらず、新設や既存施設の利用、変更・廃止をする際は地域と協議することが要綱で定められている。したがって、小規模の新築住宅などの場合でも、事業者が集積所の地域調整を担うことが望ましいと考える。さいたま市では令和3年に要綱を改正し、500平方メートル未満の新築でも「5戸以上は設置」、「既存の集積所の利用には地域協議」を事業者に義務付け、住宅検査センターなどを通じて周知している。本市でも対策を講じられないか。

**A** 地域の同意を求める仕組みは重要な視点と認識している。他市の運用や衛生自治会の意見を踏まえ要綱改正も含め、検討する。

さいたま市内に住宅等を建築される事業者の皆様へ

5戸以上の住宅を新築する事業者	事前に近隣関係者の同意を得て、新たにごみ収集所を設置することが必要です。
4戸以下の住宅を新築する事業者	既存の収集所を利用するにあたって、事前に管理者及び既存利用者の同意を得ることが必要です。 ※同意を得ることができない場合は、管轄の清掃事務所に相談してください。

事業者向けのごみ集積所周知チラシ(さいたま市)